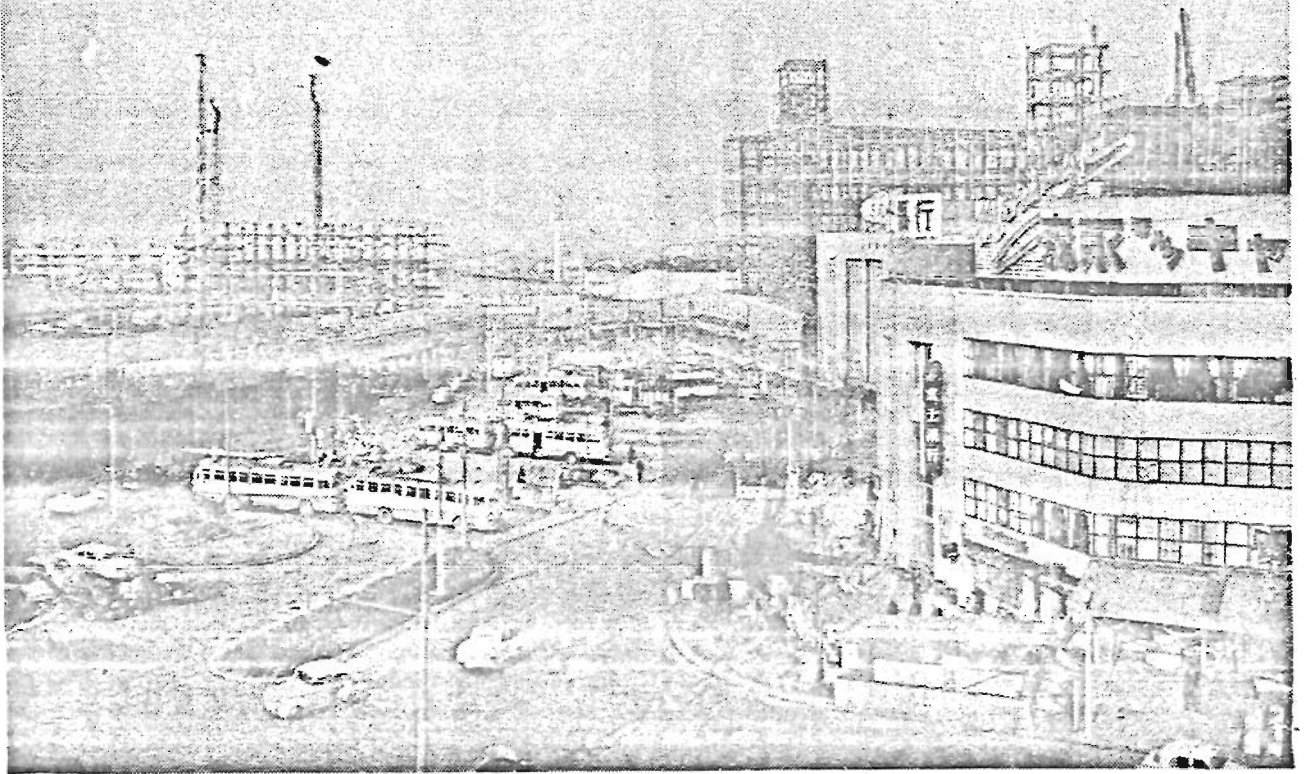


政 区 豊 島 新 春 特 集 号



昭和三十三年の新春を迎えるに当り
 三十一万区民各位の御健康と御多幸
 とをお祈り申上るとともに、区政の
 概要を御報告申上ります。

昭和三十三年元旦

東京都豊島区長 木村秀崇

面積	一一、九六平方千
総世帯	八二、四三五世帯
人口	三〇八、三八一名
男	一五七、七二六名
女	一五〇、六五五名

(昭和三十一年十二月一日現在)

区役所各課取扱事務の概要

本区区政の運営は九課一室及び教育委員会事務局によつて行われ、その取扱事務は次の通りであります。

一、総務課

職員的身分進退、福利厚生、文書の收受、統計調査、募金許可、選挙管理委員会、豊島公会堂、豊島振興会館、豊島荘等に関する事務を取扱います。

一、財務課

区の予算編成、経理、物品材料の調達、工事請負契約等に関する事務を取扱います。

一、自治振興課

区役所出張所、区政の周知徹底、貯蓄奨励自衛隊募集等に関する事務を取扱います。

一、税務課

特別区民税、自転車荷車税、犬税の賦課徴収並に税外収入納税貯蓄組合に関する事務を取扱います。

一、民生課

区民の福利厚生、遺族、生活困窮者応急援助、軍人恩給、公益質屋、授産場、法律、結婚、母子、厚生相談等に関する事務を取扱います。

一、戸籍課

戸籍、住民登録、外国人登録、印鑑証明、埋火葬認可等に関する事務を取扱います。

一、商工課

米穀の配給、販売業者の登録、粉食奨励、商工相談、商工融資、広報宣伝車、展示会、その他商工業振興事業、農地の地目変更、海外移住手続(農業移民)アメリカシロヒトリ

の防除。計量器、観光、狩獵、商工連合会、商店街連合会等に関する事務を取扱います。

一、土木課

道路、橋梁、河川、溝渠、公園、公衆便所、路面清掃、体育場等維持管理の事務を取扱います。

一、建築課

建築確認、工場公外電力証明、都営住宅受付、建築土地相談、地代、家賃統制等に関する事務を取扱います。

一、収入役室

出納、決算、現金及有価証券等の保管、区金庫、区有財産及び営造物の管理並に処分、物品の出納保管等の事務を取扱います。

一、教育委員会

区立小中学校、養護学園の管理、教職員の福利、社会教育及び社会体育に関する事務を取扱います。

一、区役所出張所

区内を九つの地区に分けて第一から第九までの区役所出張所がおかれ、区役所の事務のうち区民の日常生活に関係の多い事務を取扱っています。

(取扱事務及所在地等は七頁に掲載)

外に区役所内には区政運営上の重要事項を議決する区議会の、一切の事務を取扱っている区議会事務局があります。

一、各種相談所

区役所内に次の各種の相談所が設けられ、専門の相談員が無料で相談に応じています。
1、税務相談所 (毎日)

2、法律相談所 (毎週水曜)

3、結婚相談所 (毎日) 祭日、日曜日除く

4、母子相談所 (毎週月、水、金曜)

5、商工相談所 (毎週火、金曜)

6、戸籍相談所 (毎日) 祭日、日曜日除く

7、建築土地相談所 (毎日) 祭日、日曜日除く

8、更生相談所 (毎週月曜)

一、豊島公会堂

本区を中心たる池袋一の七二六(区役所裏)に位し、鉄骨鉄筋コンクリート造三階建延五九坪余の近代的威容を誇り収容力一、六〇〇(二、〇〇〇名を有し、舞台、脇花道、大道具室、控室、浴室、舞台照明、売店等を完備し、都下屈指の公会堂であります。

一、豊島振興会館

豊島公会堂附属会館にして二階建延五九〇坪の近代建築の精を集めた鉄骨鉄筋コンクリート造にして、結婚式場、図書室、集会場、会議室、食堂等完備し公会堂と並び豊島の文化の殿堂として誇り得るものであります。

次に区民皆様に特に知って置いていただきたい大きな事務や事業について解説いたします。

総務課

一、寄附募集について

寄附募集については「金銭物品等の寄附募集に関する条例」の定めるところに従い、募金開始日の十日前迄に募金区域が区内の場合は区長宛、区域が二区以上にわたる場合は都知事宛の募金許可申請書を総務課総務係へ提出して許可を受けねばなりません。また区内だけの募金でその金額が三十万円を超える場合は、別に定める募金審査委員会の審議に附することになっております。

一、選挙人名簿について

各種選挙に使用する選挙人名簿には、基本選挙人名簿と補充選挙人名簿の二種があり

ります。

基本選挙人名簿には、毎年九月十五日現在で、二十三区通算、三ヶ月の住所要件及びその年の十二月二十日で満二十年になる日本国民で欠格事由に該当しない方が登録されます。

補充選挙人名簿は、本人の申告により、選挙の行われる都度作製するもので基本選挙人名簿作製後、新しく選挙資格ができた方及他からの転入した方を登録します。これらの名簿には、いづれも就労期間があつて、名簿に登録されない方は登録の申出をすることができません。

選挙権のある方も、これらの名簿に登録のない方は投票できません。

一、区民の要望処理について

区役所で直接扱っていないが、区民に極めて密接な関係にあるガス、電気、水道、汲取り等のことについて、皆様の御要望を承り、関係者に連絡の上善処することになっていきますので御遠慮なく御申出下さい。

財務課

一、区財政のあらましについて

昭和三十一年度予算は、健全財政を目途としながら、区の健全なる発展と区民生活の福祉増進のため区行政の完全遂行を期すべく積極的年間予算を編成したのであります。都区財政調整等の影響もあつて、尙幾多の諸事業の割愛を余儀なくされたのであります。本年度は一般会計において、七月に第一次追加計上されたのみで予算の概要は次の通りであります。

1、一般会計予算額
六三五、七一三、九一八円

内 人件費 二二八、二九一、三〇〇円
事務事業費 四〇七、四二二、六〇八円

この予算額は年度中途の予算額であり、増額される見込みです。尙昭和三十年年度最終予算額は、六八九、八一、一九四円で

ありました。
主なる事業費は
八四、六三三、二九九円

(イ)土木事業費
七三、九〇二、六九六円

(ロ)小中学校々地買収費
四七、〇四六、六三八円

(ハ)同校舎建設費
一四、五八九、〇〇二円

(ニ)民生事業費
五、九三七、九〇〇円

(ヘ)学校プール設置費
五、〇一〇、五〇〇円

(ホ)学校講堂建設費
二、五〇〇、〇〇〇円

(ロ)商工業融資々々金
二、二〇二、〇一八円

(ハ)保健衛生対策費
三九五、七三八、一八二円

(ニ)区税収入(特別区民税、自転車荷車税、
犬税)
一〇七、三三五、五三七円

(ロ)都支出金(都から区に交付されるもの)
六三、五七四、六三四円

(ハ)前年度繰越金(昭和三十年より)
三〇、〇九三、六二〇円

(ニ)繰越金と事業繰越金
五、九三〇円

(ロ)堀さく道路復旧費収入
五、九三〇円

区税に対する区民の負担額(昭和三十一年
九月三十日現在)
一、五八三円

一人当り負担額
五、九三〇円

世帯当り負担額
四三、九五五、四八八円

2、特別会計予算額
池袋、日出町、駒込にある公益質屋三店
の予算です。

公益質屋事業会計
七、八七五、〇〇〇円

高工業融資事業会計
七、八七五、〇〇〇円

豊島区商工業振興施策の一環として区内
の商工業者に貸出しする予算です。

3、執行委任予算額
四五五、五七八、七七一円

都知事の所管事務を区長に委任執行せし
めるに必要な経費の予算です。

この予算額は年度中途で昭和三十
一年度最終予算は相当増額される見込み
です。
昭和三十年度の最終執行委任予算額は
五五六、九一〇、八九六円でした。

自治振興課

一、行政区委員並行政区協力員とは

民主的な区政を行うには一般区民の深い
理解と協力によらなければなりません。そ
こで本区においては区政を未端まで徹底
させると共に、その運営を効率的に行う為
出張所の地域毎に区民の代表である区議会
議員を中心に、之に各層の代表者を「昭
和二十四年に地区委員制度を設置し、毎月
地区委員会を開催の上、区政の周知徹底と
区民の要望に応え誠に好評を博してありま
す。その後半歳を過ぎた同年十月更に進んで
大方の要望に応え、地区委員会の協力機構
として各地区の徳望ある有識者の参加を得
て概ね七十五世帯に一名の割合を以て区政
地区協力員を委嘱し、区政の伸張発展を図
りました。現在行政区委員は一八九名区
政地区協力員一、一五名が夫々委嘱せら
れ区政上の重要な一翼として本区発展の一
大推進力となつて活躍して居ります。

区民各位におかれても本制度を充分御認
識御理解を頂き、区政における諸般の要望
その他が御座いましたら、御近所の地区委
員若しくは地区協力員に御遠慮なく御申越
下さい。皆様の尊い御意見を切にお待ち
たしております。

向最近各地域に統々と結成を見ておる自
治会も区政の周知徹底に大いに御協力を
いたゞけるものと期待し、その育成に大き
な関心を寄せると共に、益々自治会の発展
を望んでおります。

一、区政公報とは

毎月一回当面せる区政上の重要な事項
とか、事務事業をわかり易くお知らせし、
区民各位の御理解を願うため五、五〇〇部
を印刷の上行政区委員、同地区協力員
は勿論、衛生相談員、各官公署、学校及び
出張所窓口を通して配布致しております。
区民各位にも是非御覧いただき区政え
の特段の御理解と御協力をお願いいたしま
す。

一、貯蓄奨励と生活改善

わたくし達の家庭経済が国家経済との密接
な繋りのもとに成りたつておることは論を俟
たない、従つて国家の経済がわれわれの家庭
経済を左右し、家庭経済また国家の経済に大
きく反映して行くことは皆極よく御存じの如
きことである。国家経済の発展と家庭経済の充
実を同時に進めようとするには、貯蓄の奨励
が第一である。本区ではこの観点から貯蓄奨
励運動には特に意を注ぎ国民貯蓄組合法にも
つづく貯蓄組合の設立普及、子供銀行(局)
の設立促進に努めておる。加えてその貯蓄源
を生活の合理化と科学化から、この面の運
動も生活改善講習会等の開催により推進し
大きな成果を期しておる。なお本年度にお
いては昨年度以上に活潑なこの運動の展開
が計画されております。

税務課

地方自治法第二百八十一条に規定されてお
る特別区の主要財源である特別区税は地方税
法に規定する市町村の課する税目のうち「東
京都特別区税条例」に基いて普通税として特
別区民税、自転車荷車税、木材引取税、犬税、
目的税として国民健康保険税の五種目に限ら
れており現在本区においては木材引取税及び
国民健康保険税を除く三種目が豊島区条例に
よつて賦課徴収されておるのであります。

従つて区の歳入予算は区民のみならず納
税していただく夫々の税額を年度当初に概算
して区税の収入を見積り歳入予算を樹て、お
るのであります。参考として今年度十一月三十日
現在における区税の調定額と区税の収入状況
を比較してみますと次のようであります。
まず区民税の調定額は四五一、三〇二、四
七〇円、これに対し収入額は二三四、八九
一、〇二九円、収入率五二・二％、自転車荷車税
調定額九、八八四、八三〇円、収入額八、
四九九、四四〇円、収入率八五・六％、犬税

調定額一、四二〇、二〇〇円、収入額一、
二三七、八〇〇円、収入率八七・二％強の成
績を示し、これを前年同期と比較すると大体
同様の成績であります。本年度下半期は一層
の御協力を得て前年度に優る成果が収めら
れるよう御願ひする次第であります。

一、区民税の賦課徴収について

(1)区民税の賦課期日
個人で納めなければならぬ区民税の賦課
期日は豊島区内にその年の一月一日現在住
所があつた個人及び住所が豊島区内になく
ともその事務所、事業所又は家庭敷、寮等
を有しておつた方が賦課されることにな
り納税義務者となる訳であります。

(2)個人申告書の提出の義務
区民税の納税義務者は毎年三月三十一日ま
でに豊島区役所で定めてある申告書に前年
中において雑給、給料、賃金、歳費、年金、
恩給及び賞与、退職手当並にこれらの性質
を有する給与の支払いを受けた者は申告書
に源泉徴収票又はその写を添付してこれを
区長に提出しなければなりません。

なお前記以外の所得者、例えば営業所得、
事業所、または貸地、貸家等により生ず
る所得その他配当所得の如き給料以外の所
得のあつた方は税務署に申告された所得額
を洩れなく申告していただくなければなら
ません。申告書の用紙は毎年期票中に出張
所から各家庭に洩れなく配付いたしてあり
ます。

(3)区民税の税率

区民税は均等割と所得割の合算したもので
あります。所得があつても所得税を収めた
い程度の方は均等割を七百円収めていた
くことになり所得税を収めた方は均等割と
所得割の合算額を収めなければなりません。
例えば前年中に所得税を一万円収めた
方は現行法では次のように計算した区民税
を一ヶ年間に納税することになります。
均等割十(所得税額)×(100)
二、八〇〇円

ありますがいづれも本年三月末日までには竣工を見る予定であります。

これが完成によつて昭和三十一年度における二部授業や圧縮学級は一応解消され校舎の復旧も逐次改善されるわけであります。

二、プールの建設について

児童生徒の夏季施設としてプールの重要性は夙に要望されてきたところであり、昭和三十一年度において二、プールを建設することになり道中学校和高松小学校の二校に理想的なプールが完成されました。これによつて本区においては十九のプールを保有することになりました。

三、講堂兼体育館の建設について

児童生徒の体育向上と教科外活動の振興、地域社会における文化のセンターとして講堂兼体育館を建設する事になり、昭和三十一年度事業として一館の建設を計画し目下具体的な実施を進めております。

四、環境整備事業について

校庭の舗装門扉及び柵欄等の環境整備事業については鋭意努力し本年度事業として校庭舗装の既に完了したものと七校、未完了のもの三校であります。未完了のものについては本年度中にはいづれも完了の予定であります。

五、就学児童の取扱いについて

本年四月より小学校に入学する児童については教育委員会事務局において調査いたし一月二十日頃各保護者宛就学通知書をお届けいたしますが何分多数の児童の事であり、その方一通知の届かないときは事務局まで申出下さい。(本年四月に入学する児童は昭和二十五年四月二日から同二十六年四月一日までに出生された方です)

なお昭和三十一年十二月二日以降に豊島区に転入された該当児童の保護者は転入手続のさい出張所に申出で就学調査書用紙の受付を御手数でも事務局まで御申出下さい。

一、社会教育関係

一、青年学級について

勤労青年(少)年の教育機関として大塚中学校と雑司ヶ谷中学校の二校に青年学級を開設します。区内在住の人または区内の工場、事業所で勤労に従事している人は無料で入級出来ます。

学科内容は一般教養、職業家庭、リクレーション等です。

一、ナトコ映写機及び区有映写機について
成人及青少年教育のための映画会を一般区民の申込により無料で開催します。

一、紙芝居、幻灯フィルム貸出しについて
婦人会、子供会、青少年会等で希望があれば無料で貸出します。

一、体育及リクレーションについて
区内には現在野球、卓球、庭球、弓道、籠球、排球、角力、水泳、柔道、剣道、スキートの体育団体と種球、囲碁、将棋、釣のリーグレション団体がつすでに結成され、それぞれ活発なる活動を展開致しております。団体加盟及其他の種目で結成等については社会教育課体育係にお問合せ下さい。

民生課

一、取扱事務の概要

区民の福利厚生、遺族、留守家族、生活困難者等の援護、軍人恩給、生活共同組合、保健衛生、公益質屋、授産場、法律、結婚、母子、厚生相談、畜犬登録、第二種都営住宅申込受付、都民葬儀券等に関する事務を取扱います。

一、結婚相談所

区役所内婦人会館に於いて日曜、祭日を除き毎日午前九時より午後四時まで開設いたしております。

申込其の他費用は一切無料で専門の担当員が親身になつて御相談に応じております。お気軽にどしどし御利用下さい。

二、法律、母子、更生相談所

各相談所は次の日程で区役所内婦人会館に於いて開設いたしております。
費用は一切無料で、専門の担当員が親切に相談に応じております。区民の皆様御利用をお待ちしております。

○法律相談 毎週水曜日午後一時より午後四時まで
○母子相談(未亡人相談) 毎週月、水、金曜午後一時より午後四時まで
○更生相談 毎週月曜午前九時より午後四時まで
○青少年防犯予防、更生に関する相談。

三、公益質屋

池袋公益質屋 池袋一ノ三三〇ノ一 電話(97)九四七七番
日出町公益質屋 日出町一ノ一六七 電話(97)九二二四番
駒込公益質屋 駒込四ノ一五 電話(94)二八一一番
各店舗共貸付額は一世帯について八千円以内、貸付利率は一月月について三分、流賃期限は契約の日から四ヶ月で新規契約の際は米穀通帳等住所を確認出来るものが必要です。

四、授産場

池袋一ノ五 電話(97)一八七八番
長崎分室 長崎二ノ三七
高田分室 高田本町二ノ一五一四
(午前十一時より十二時まで)
区民の皆様は内職の斡旋並に指導を行つております。内職を希望される方は最寄りの授産場を御利用下さい。

五、保健衛生

衛生相談員三、七九五名、衛生清潔推進委

員十名を中核として昭和二十六年以来「衛生豊島」の建設に邁進してまいりました結果、ようやくその基礎も完成せられてまいりました。事業内容は昆虫の駆除、雑草の刈取り、下ブの浚渫、溜水の排水、塵芥焼却埋立、消毒剤の散布等を行つております。今後とも一層住みよい環境を作るために皆様の協力をお願いいたします。

六、畜犬登録について

犬を飼育されている方は毎年四月一日に登録替えをすることになっております。三十一年度の登録をされてない方は至急登録をして鑑札を受けて下さい。
この手続を怠つておりましたと、狂犬病予防法に基き三万円以下の罰金に処せられることがあります。
尚東京都内は知事の警留命令により畜犬の放し飼が禁ぜられております。

七、その他主な福利厚生事業は次のとおりです。

- (イ) ミシン貸付
対象 生活にお困りの方
- (ロ) 敬老会
対象 区民にして七十才以上の方
- (ハ) 成人職業学校
対象 区民並に区内に勤務されている方
- (ニ) 生業資金の貸付
毎年一回
- (ホ) 編物講習会
内職指導を目的として開設
- (ヘ) 青少年問題協議会
巣鴨、池袋、目白各地区補導連絡会を設置し青少年の補導矯正を行つてゐる。更に青少年問題協議会地区委員会を設けて青少年の保護育成に當つてゐる。
- (ニ) 民生委員推薦会
- (ハ) 第二種都営住宅申込受付
- (ロ) 都民葬儀券の取扱

戸籍課

一、戸籍謄本、抄本、記載事項証明の請求について

本籍地の区役所又は、市町村役場に請求すれば交付されます。手数料は一枚につき(記載事項証明は一件につき)三十円で全国同一です。郵便で請求する場合は、手数料の外に返送料を添えて申請して下さい。

一、戸籍の届出について

出生届は、医師又は、助産婦の出生証明、母子手帳を添えて十四日以内に出生地の市区町村役場に届出が必要で、死亡届は医師の診断書、死体埋火葬許可申請書を添えて七日以内に死亡地の市区町村役場に届出下さい。

婚姻届は、届出期間は定めてありませんが、結婚式と同時にするのが理想です。届出をしないと夫として、妻として権利が主張できず出生子は、嫡出子となりません。

一、戸籍相談について

私たちの身分関係を登録したものが戸籍であり、私たちの身分を証明する唯一の記録です。このような大切な戸籍は、正しい届出によつてつくられるのです。このため昭和二十三年四月戸籍課窓口にて、戸籍法の普及徹底と手続き簡易化のために、戸籍相談所を常時設けて広く区民の皆様にご利用されています。

住民登録について

区民の皆様が住民登録することにより、居住関係を公証し、日常生活の利便を図るとともに常時人口の状況を明らかにし、各種事務の基礎とするため昭和二十七年七月一日より設けられた法律です。どなたも必ずこの届出をしなければなりません。このため住民登録の届出をしてない方は、諸証明の申請又は、印鑑登録、選挙、入学等の場合支障がありますから管轄の出張所に至急お届け下さい。

一、住民登録各種届出について

転入届は、他市区町村から豊島区内へ住所を変更した場合、転入届を住所を定めた日から十四日以内に世帯主が届出しなければなりません。

転居届は豊島区内で住所を変更した場合、転居届を住所を定めた日から十四日以内に世帯主が届出しなければなりません。

変更届は、同番地に新世帯をつくつた時、世帯主が変更また、世帯主との続柄変更等住民票に記載された事項に変更を生じたとき変更届を十四日以内に世帯主が届出しなければなりません。

国外移住届は、国外に移住する目的で住所を去る方は、届出期間の定めはありませんが、あらかじめ国外移住届をしなければなりません。

以上各種届出につき期間内に届出しないと過料になりますから御注意下さい。

一、住民票謄本、抄本、記載事項証明、その他諸証明について

住所地の区の出張所に請求します。これは昭和二十七年七月住民登録法施行と同時にできたもので入学、就職の証明等、その他本籍、居住を証明する場合に便利で広く利用されています。手数料は戸籍の場合と同一です。

一、印鑑登録について

新しく印鑑を登録される方は、豊島区内に住所を有する方で所轄の区の出張所へ登録申請して下さい。届出には、保証人が必要ですが同一出張所管内の方の連署が便利です。届出は原則として本人自らしなければなりません。代理人による申請には、委任状及び診断書又は、証明書を添えることになっています。

実印を改印又は、紛失された方は、

- (イ)旧印を所持している場合、旧印と新印を併せて届書に押印し、所轄の区の出張所に印鑑登録変更申請しなければなりません。この場合保証人はいりません。
- (ロ)旧印を遺失、又は所持しているが、き損

のため押印できない場合、印鑑登録変更申請書に新印を押印の上保証人の連署押印が必要で、なお遺失のときはその証明書を添付し、き損のときは、その印を提示することになります。

印鑑紙記載事項が変更の場合、登録済の印鑑紙の住所、氏名、生年月日に異動があつた場合は、印鑑紙記載事項変更届を管轄出張所へ提出して下さい。

印鑑登録の廃止

登録してある印鑑を遺失、き損又は、その理由により使用しなくなつたときは、登録廃止届を管轄出張所へ提出して下さい。

一、印鑑証明の請求について

印鑑証明を請求される方は、印鑑登録の手続きを済ませた方でなければ請求できません。交付申請者も印鑑登録の場合と同様です。印鑑証明手数料は一件につき三十円です。なお、外国人の印鑑登録、証明申請は、区役所五番窓口で取扱われています。

商工課

一、商工融資について

本区中小商工業融資基金制度は昭和二十八年制定以来区内中小企業者の経営に必要な事業資金の融資を常時行つております。この融資は自己資本と相俟つて事業経営の健全化を図り本区商工業の伸展に資せんとするものでありまして、おおかたの要望に添ひ昭和三十一年度より資金の大幅増額と金融機関における貸出枠拡大の実現をみて一般の利用に供しております。

1、借入申込の資格

- (イ)区内で同一事業を引続き一年以上営んでいるもの
- (ロ)特別区民税の完納者
- (ハ)遊興娯楽関係事業を除く他の業種
- 2、貸付条件
- (イ)金額 一人十万円以内

- (ニ)期間及利子 十ヶ月以内日歩三銭
- (ヘ)保証人 二人以内連帯保証人
- (ホ)担保を徴する場合は不動産、有価証券
- (ロ)返済方法 日払、月払
- 3、申込場所 区役所商工課

一、商工相談所について

区内商工業者の企業経営の相談相手として、毎週火、金曜日の両日専門相談員を委嘱してあらゆる相談に応じております。

相談内容
事業開設、金融、店舗経営、税務、経理、商店及工場診断、協同組合の設立、特許、実用新案、意匠登録、鑑定、調査等

一、広報宣伝について

区が行う事務事業の内容を適早く区民にお知らせするため区役所各課事務事業の周知宣伝等に常時区内を走行しております。又区内商工団体、会社、工場等の商工振興業務の御利用にも供しております。この宣伝車の御利用についての申込は次の通りです。

- 1、利用者の範囲
区内の官公署、公共団体、商工業団体及之等に加入している店舗工場、会社等
- 2、申込方法
使用申請者(商工課にあり)に放送文を添え使用する日の一週間前に申込みをいたします
- 3、所要経費
経営として実費を負担していただきます
- 4、その他使用申込の問合せは商工課に願います

一、米穀の配給について

現在区内に一六五の主食小売販売業者があり、これらの小売販売業者が卸売販売業者より購入する米穀の割当並びに小売販売業者が皆様に配給する業務の指導監督をして配給業務に遺憾のないよう致しております。なお米飯提供業者に対して業務用米(内地米、準内地米及外米)の購入割当をして

おります。
毎月の米穀配給日数(基準にて多少の変更あり)
基本配給 内地米、準内地米で十日分
希望配給 内地米十日分
外米 一人当り五疋

其の他

区内優良生産品展示会、各種製品見本市の開催、商店員学校、商店指導者講習会、商工業者を対象とする講習会等を開催して生産技術の向上と販路の拡張を図り、商工業の振興に資して居ります。尙農地の地目変換、観光事業、海外移住(ブラジル農業移民)狩猟、商工連合会、商店街連合会等に関する事務を取扱つて居ります。

区役所電話一覽

昭和三十一年十二月二十八日より区役所内の電話番号に一部変更があり代表番号、直通のある各課番号は次のようになりました。

池袋局(97)	代表 一一〇一―一五六―一九	戸籍課 五〇三二	池袋二ノ一〇三五(97) 四九七四
区長室 一〇〇五	助役室 二〇二二	教育課 三七三二	池袋二ノ一〇三五(97) 四九七四
収入役室 二〇四五	総務課 一〇〇六	土木課 二二〇八	池袋二ノ一〇三五(97) 四九七四
民生課 八〇八一	財務課 八〇六五	区議会事務局 二〇一七	池袋二ノ一〇三五(97) 四九七四
		公会堂 五九六八	池袋二ノ一〇三五(97) 四九七四

一、区役所出張所で取扱つて居る事務と出張所の所在地及管轄区域

取扱事務

- 1、転出入及び住民登録に関する事務
- 2、転入学及び印鑑証明に関する事務
- 3、主食の配給に関する事務
- 4、課税の資料と所在の調査に関する事務
- 5、区民税申告書の配布と受理に関する事務
- 6、納期内及督促状指定納期内区税の収納に関する事務
- 7、埋火葬認許証及び都民葬儀券の交付に関する事務
- 8、区政地区委員、同協力員に関する事務
- 9、各種統計調査の地域集計に関する事務
- 10、選挙資格の申告並選挙人名簿調製に関する事務
- 11、畜犬登録、汲取券の売捌に関する事務
- 12、保健衛生に関する事務
- 13、日本赤十字社其他各種団体に関する事務
- 14、復員、引揚者の届出に関する事務
- 15、身体障害者に対する電車、自動車無料乗車券発行のための居住証明書交付手数料の徴収に関する事務
- 16、区政公報の取材と配布に関する事務
- 17、貯蓄奨励と貯蓄組合の設立勧奨に関する事務
- 18、区政の周知徹底に関する事務

出張所	所在地(電話番号)	所管区域
第一出張所	巢鴨三ノ三 (94) 四九七五	駒込一、二、三、四、五、六丁目 西巢鴨三、四丁目 巢鴨一、二、三、四、五、六、七丁目
第二出張所	池袋二ノ五 (97) 〇四三一	西巢鴨一、二丁目 池袋東一丁目 池袋一、五、六、七、八丁目 堀之内町
第三出張所	池袋二ノ一〇三五 (97) 四九七四	池袋二、三、四丁目
第四出張所	雑司ヶ谷町 (97) 三六三七	雑司ヶ谷町一、二、三、四、五、六、七丁目 日出町一、二、三丁目
第五出張所	目白町 (97) 一七二九	高田本町一、二丁目 高田南町一、二、三丁目 目白町一、二、三、四丁目
第六出張所	長崎一ノ三八 (95) 五一七〇	椎名町一、二、三丁目 千早町一丁目 長崎一、二、三丁目 長崎東町一丁目
第七出張所	椎名町 六ノ二二八四 (95) 五一五九	椎名町四、五、六、七、八丁目
第八出張所	千早町三ノ三三 (95) 五九一三	長崎四、五、六丁目 千早町二、三、四丁目 要町三丁目
第九出張所	要町一ノ三五 (95) 二八二六	要町一丁目、高松一、二丁目
同臨時分室	千川町一ノ一〇 (95) 五三六四	千川一、二丁目 要町二丁目、高松三丁目

謹賀新年

区政に対する平素の御協力を感謝し貴家の御多幸と御健康とをお祈り申上ます
昭和三十三年元旦

区長 木村秀崇
副議長 四海民藏
助役 須永正雄
収入役 吉田徹雄
副議長 足立平藏

豊島区議会

議長 四海民藏
副議長 足立平藏
総務委員長 市川勇吉
委員 宮坂忠孝
委員 高橋伯寿
委員 島田勝太郎
委員 田島安武
委員 竹内武安

財務委員会

委員長 佐木庄次郎
副委員長 足立藤次郎
委員 古賀清吉
委員 森茂郎
委員 花山豊三
委員 杉浦茂郎
委員 的場茂郎

厚生委員会

委員長 橋本とし
副委員長 鶴見男子
委員 山下一雄
委員 金山精二
委員 矢島幸二

文教委員会

委員長 阿部静枝
副委員長 荻野間
委員 粕谷みや
委員 田村為次郎
委員 村田文雄
委員 赫田弘雄
委員 前田雄郎

商工委員会

委員長 熊谷剛吉
副委員長 土屋鉄
委員 秋元正
委員 高野録之助
委員 山口幸之助
委員 山代永太郎
委員 代藤太一

建設委員会

委員長 鈴木栄次郎
副委員長 奥富太郎
委員 吉田鉄蔵
委員 木村雄次郎
委員 笠原雄三郎
委員 塚越常三郎
委員 服部スエミ

区議会事務局
局長兼庶務係長

和崎政幸

豊島区役所

区長 須永正雄
助役 吉田徹雄
収入役 田村正夫
総務課長兼文書係長 山本正二
総務係長兼世話係長 日比寛道
統計調査係長 桑原喜右衛門
給与係長 前川仁一
公会堂係長 吉川英作
公衆衛生係長 久野茂蔵
財務課長 佐野武蔵
予算係長 島野茂蔵
用度係長 田中陸
自治振興課長 岸野辰男
兼出張所事務係長 小野昌則
区民係長 三芳一郎
庶務課長 石川弘光
徴収係長 幡場美隆
課税係長 山下勤
徴収係長 長町正康
民生課長 渡辺昇三
厚生課長 多田敬三
戸籍課長 田中正弘
戸籍係長 伊藤竹三郎
住民登録係長 島田貞雄
商工課長 廣江碧
商工係長 廣田正
配給係長 湯口鶴之助
土木課長 松沢鶴之助
管理係長 粕谷実
土木係長 高橋増次郎
管理係長 白取英蔵
八木橋彬蔵
保坂正雄
富田達人
栗原英次
金塚繁樹
田中里吉

収入役室

會計係長 稲村源作
管財係長 加藤武幸
第一出張所長 内田末吉
第二 " 桑原喜右衛門
第三 " 前川仁一
第四 " 吉川英作
第五 " 久野茂蔵
第六 " 佐野武蔵
第七 " 島野茂蔵
第八 " 田中陸
第九 " 岸野辰男
第九出張所分室主任 高島堅次郎

豊島区教育委員会

委員長 根本匡
委員 桜井連
委員 初見成
委員 藤山ちえ子
委員 齋藤一
教育係長 齊藤一

教育委員会事務局

学校教育課長兼教職員係長 横山美則
学事係長 立川敏雄
文化係長 津村月敬
体育係長 並木輝太郎
学校土木係長 川島秀吉

豊島区選挙管理委員会

委員長 長縄源
委員 後藤富郎
委員 鳥井敬
委員 鳥井敬
委員 鳥井敬
委員 鳥井敬
委員 鳥井敬

監査委員

委員 加藤太一
委員 荻原貴光